

再度入札について

1 回目の入札で落札者がいなかったために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取扱う。

(1) 入札回数

同一事項の入札は、3 回を上限とする。

(2) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、初度入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に係る価格が初度入札の最低価格(無効入札による場合を除く。)を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。

(3) 再度入札の日程等

再度入札に係る手続き期間については、原則として下記の日程によるものとするが、適正な入札の執行が困難と認める場合、適宜定める。

ア 入札書受付開始日時

再入札通知書の到着後概ね 5 分後から

イ 入札書受付締切日時

前回の入札の開札日の翌日(休日等を除く。)の午前 9 時 30 分

ウ 開札日時

前回の入札の開札日の翌日(休日等を除く。)の午前 10 時 30 分

(4) 再度入札における紙入札参加者

発注者から紙入札参加承認を受けた者は、再度入札となった場合、再度入札の開札日時までに入札会場へ来場し、開札に立ち会うこと。

(5) 工事費内訳書の取扱い

再度入札において、工事費内訳書の提出は不要とする。

(6) 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、上記(2)～(5)の規定を準用する。